

# 明治期日本における国防戦略転換の背景

—朝鮮を「利益線」とするに至るまで—

村中 朋之

日本大学大学院総合社会情報研究科

## The Background of the National-Defense Strategy Conversion in Japan of the Meiji Era

—Until it comes to make Korea into an "Interest line"—

MURANAKA Tomoyuki

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

---

The national-defense strategy of Japan was formally converted into aggressive warfare abbreviation by "Imperial national-defense policy" establishment in 1907. However, The opportunity suited the "Interest line" asserted by Aritomo Yamagata in 1890. It had on the background of Yamagata's "Interest line" concept the strategic importance of Korea in national-defense of Japan, And the influence of Stein who expressed it as "Interessensphäre".

---

### はじめに

伝統的な安全保障概念、すなわち「外敵の軍事的脅威を、自らの軍事力を以て除去する」方法には、①自国の領土に侵攻してきた敵を自国の領土内で撃破する、②自国の領土外に存在する敵に対し自国の領土を越えて機先を制して撃破する、という二者が考えられる。黒野耐は前者を「守勢戦略」、後者を「攻勢戦略」と定義している<sup>(1)</sup>。

日本における国防戦略は、明治40(1907)年の帝国国防方針「帝国ノ国防ハ攻勢ヲ以テ本領トス<sup>(2)</sup>」により、建軍当初の守勢戦略から攻勢戦略へと転換した。しかし、この転換は帝国国防方針の制定を以て一朝一夕になされたのではない。その端緒は、明治23(1890)年3月に発表された山縣有朋『外交政略論』における「我邦利益線ノ焦点ハ実ニ朝鮮ニ在リ<sup>(3)</sup>」にあった。

すなわち、建軍当初の海岸要塞に代表される固定防禦による守勢戦略が、日本固有領土以外の地域へ

の第三国の影響を排除するという攻勢戦略に転換した原因は朝鮮にあった。

本稿は、この国防戦略転換の背景として考えられる日本の王政復古以降における朝鮮情勢、及び山縣による「利益線」概念誕生の経緯について、主に山縣の建議・奏上を中心に述べることにより、朝鮮が日本の安全保障上に占めた意義を明らかにする。

### 凡例

1. 史料の引用は旧字体を新字体に修正する他は原文のまま引用する。
2. 以後の地域概念の呼称は黒野『帝国国防方針の研究』に従う。すなわち、「東洋」はスエズ以東の最も広範な地域、「東亜」はシンガポールとバイカル湖を結ぶ線以東(タイ、蘭印を含む)、「極東」は東亜の北半分をいう<sup>(4)</sup>。
3. 国立公文書館所蔵史料の入手はWebサイト「国立公文書館 アジア歴史資料センター」<http://www.jacar.go.jp/>による。引用の際の脚注表記は同サイト内の推奨引用例に従う。

## 1. 建軍当初の守勢戦略期

### (1) 日本軍の創設

1867(慶応 3)年の王政復古により、源頼朝以降約700年にわたり武家が有した国家の大権は天皇に帰した。しかし、当時の軍は、「御親兵」を除き天皇に直属せず、天皇は各藩を通じその藩兵を指揮し得るに過ぎなかった。明治元(1868)年4月、有栖川宮熾仁親王を東征大総督とする東征軍の江戸城入城により、幕府軍保有軍艦8隻のうち富士山・朝陽・翔鶴・観光の4隻を新政府に収め、最初の政府直属の海軍軍艦とした。明治4(1871)年2月、薩摩・長州・土佐の3藩から約1万の献兵を受け、天皇直属の軍隊とした。同年8月の廃藩置県、翌年2月に兵部省陸軍部・海軍部がそれぞれ陸軍省・海軍省に改組、同11月の詔勅による国民皆兵・天皇親率の確立を経て、日本近代軍制の成立をみた<sup>(5)</sup>。

建軍当初の兵力について、明治4年12月、当時兵部大輔であった山縣・兵部少輔河村純義・兵部少輔西郷従道により建議された『軍備意見書』は以下の如く述べている。

天下現今ノ兵備ヲ論ニ所謂親兵ハ其实聖体ヲ保護シ禁闕ヲ守衛スルニ過キス四管鎮台ノ兵総テ二十余大隊は内国ヲ鎮圧スルノ具ニシテ外ニ備フル所以ニ非ス海軍ノ如キハ数隻ノ戦艦モ未タ全く完備ニ至ラス是レ亦果シテ外ニ備フルニ足ンヤ<sup>(6)</sup>

要するに、この時点における兵力は国内治安維持をなし得る程度に過ぎなかった。

こういった現状の中、その国防戦略について『軍備意見書』は、

皇沿海ノ防禦ヲ定ム則チ戦艦ヲ造ル也海岸砲台ヲ築ク也(略)国沿海万里四面皆敵衝ナレハ悉ク砲台ヲ併列シ之カ備ヘヲ為ス能ハス故ニ大ニ海軍ヲ皇張シ至大ノ軍艦ヲ造リ砲台ノ及ハサル所ヲ援ケ内地ヲ保護ス可<sup>(7)</sup>

と述べている。すなわち日本の固有領土の防衛を目的とし、自国領海に一定の防禦線を定め、これを突破し侵攻して来る敵を沿海砲台等により撃破するという戦術からなる「消極的守勢戦略」であった。

明治6(1873)年1月10日の徴兵令発布により日本軍の総兵力は、陸軍は平時31,680名、戦時46,350名、海軍は艦船17隻、計13,832屯と大幅に増加し

た。軍当局は各鎮台に1軍団(2個師団)に相当する約35千人の兵力を配備することを理想とした<sup>(8)</sup>。しかし、当時の財政上実現は不可能であった。

このような状況の中、山縣は明治8(1875)年1月に『沿海砲墩築造建議』、翌年1月に『砲堡建築位置奏上』という2つの上奏を行い、早急なる沿海砲台の設置を要求した。

これら2つの上奏から、当時の山縣の戦略思想は首都東京の防衛を第一義とした。その戦術は、千葉県富津岬及び神奈川県観音崎に強固な砲台を築き、外敵侵入の際には東京湾の封鎖を可能にすることであった。次いで外敵の東京侵攻ルートと目される津軽海峡及び関門海峡～豊後水道を函館と下関の砲台で封鎖可能とし、そして長崎と鹿児島島の砲台は東シナ海、石巻のそれは太平洋沿岸からの外敵の接近に備えることであった。

日本は陸地を以て隣国と国境を接していない。更に本州の日本海沿岸部と太平洋沿岸部は山地・山脈で隔絶されている。従って、首都東京の防衛を第一義、すなわち外敵の侵攻目標を東京と想定した場合、その外敵が日本海側、例えば清国やロシアであっても、海上輸送によって兵力を東京湾に集結させなければならなかった。そしてその最短ルートは津軽海峡であり、関門海峡～豊後水道であった。

山縣が数度にわたり建議・上奏した沿海砲台の築造は遅々として進まなかった。明治13(1880)年11月、山縣は再度『進隣邦兵備略表』を上奏し、早急な軍備の拡充を主張した。

### (2) 明治初期における山縣の世界観・国防観

『進隣邦兵備略表』冒頭において山縣は、方今万国対峙シ各其疆域ヲ画シテ自ラ守ル兵強カラサレハ以テ独立ス可ラス<sup>(9)</sup>

と国際社会を評している。そして条約や国際法を、特ニ強者ハ名儀ヲ仮リテ私利ヲ當シ弱者ハ口実トナシテ哀情ヲ訴フルノ具タルヤニ過キサルノミ<sup>(10)</sup>と酷評した。

西欧列強の兵力は平時においても人口比1/70～1/100を擁し、戦時最大に至っては1/15～1/20にまで増加した。その勢力は今や山縣をして、

地球面ニ一環帯ヲナスニ至レリ<sup>(11)</sup>  
 と言わしめるほどであった。

そして山縣は、東洋において西欧列強勢力の拡大を許した理由について、

欧州ノ如キハ四大州中幅員最モ狭小其人種本ヲ同ウシ其宗教始ヲ一ニシ其風俗状ヲ均シタル(略)土耳其以東ノ諸国ニ至リテハ其人種本ヲ同ウセス或ハ同キモ殊ニ其支別ヲ遼カニシ其宗教始ヲ異ニシ其風俗状ヲ同セス政治兵制其變動転化ノ勢ニ応スルニ於テ許多ノ硬難ナキ一能ハス<sup>(12)</sup>

と、人種及び宗教を同根とする西欧列強と、それらを異にする東洋諸国との違いを認めながらも、

然レトモ理ノ極マル所勢ノ至ル所早晚之カ為ニ激動セラレテ彼ノ欧州列国ト対峙並立スルニ至ラサルヲ得サレハ蓋シ理勢ノ必然ナリ是時ニ於テ恬熙自ラ喜ヒ優游苟モ安シ機至テ察セス衅生シテ備ヘサレハ人必其弊ニ乗ス地ヲ割キ金ヲ償ヒ国体ヲ躪シ独立ヲ失フニ至ル実ニ恐ル可キナリ清国ノ如キ広袤三百九拾貳万四千方里人口四億貳千五百万余地沃ニ財豊ニ兵数壹百万ニ下ラス其幅員人口殆歐全州ニ齊シ英仏同盟ノ兵一タヒ天津ヲ突クニ及ヒ大沽敗シテ京城守ラス帝熱河ニ幸シテ城下ノ盟ヲ結ヒ僅ニ成ヲ求ムニ至レリ<sup>(13)</sup>

と、清国を例に挙げ東洋諸国自身の無策を厳しく批判した。更に山縣は、

所謂東方論ナル者漸ク垂細垂東方ニ蔓延シ漸ク其根抵ヲ堅シタリ曩者露土ノ鬭争トナリ瘡痍未タ痊エサルニ又垂仏業斯坦ノ戦乱トナリ而テ清露伊犁ノ紛紜其由テ来ル最久シ今年ニ至リ清露ノ廟議相牴牾シ殆開釁ニ至ラントス此等ノ事件皆根抵相連ナリ隙ニ随テ其萌芽ヲ発スルナリ夫毒因未タ画キサレハ腫瘍ノ発スル何ノ部ヲ択ラマン東方論ノ早晚破裂スルハ世ノ定論タリ根サス所ノ毒因愈久シケレバ潰烈ノ勢愈酷ナリ是レ理ノ常ニシテ禍殃ノ来ル日一日ヨリ迫レリトス本邦ノ清露ニ於ル共ニ同盟タレハ局外タルハ固ヨリ其所ニシテ公法ノ条規モ亦中立ヲ認ムト雖モ事変ノ生スルハ多ク意表ニ出ツ(略)論者或曰今露土ノ戦乱纔ニ熄ムト雖モ普墺英伊各其利ヲ計リ露ヲシテ其企望ヲ達セシメス夫露未タ各国ノ牽制ヲ脱スル能ハス何ソ東顧ニ違アランヤト惟フニ獲ルヲ先ニシテ難キヲ後ニスルハ戦国ノ常態苟モ獲ル所アラハ何ソ東西ヲ択マン夫レ盜窃ノ患無キヲ恃ンテ夜其門ヲ鎖サ、ルハ未タ聞カラル所ナリ<sup>(14)</sup>

と、いわゆる「東方論」の限界を指摘した。また、国際法は中立国の一切の安全を権利として保障するものではなく、偶発事件の発生もあり得ると警告した。更に、西欧列強によるロシアへの牽制は、西方に対してのみ効力を有するのであり、西方への進出が困難であれば東方に向って出るとは「戦国ノ常態」であると述べた。そして、「盜窃ノ患無キヲ恃ンテ夜其門ヲ鎖サ、ルハ未タ聞カラル所ナリ」という例えを以て、早急なる兵力の整備を望んだ。

## 2. 対清強硬論の台頭

嘉永 7(1854)年の『日本国米利堅合衆国和親条約』を皮切りに日本は他列強とも条約を締結し、およそ3世紀近くにわたった日本の海禁政策は終了した。

明治4年、日本は清国との間に『大日本国大清国修好条規』を締結した。そして朝鮮に対しても同様の条約締結を求めた。しかし、これが日清朝の三國間に緊張をもたらすこととなった。

### (1) 朝鮮をめぐる対清関係

#### ア. 朝鮮事件

日本は海禁時代も長崎において清国及びオランダとの交易を認めていた。しかし、その他日朝間にも日本側は対馬藩、朝鮮側は釜山の東萊府使を通じ通信使の往来があった。

王政復古により日本の外交権は天皇に帰することとなり、これまで「対馬藩主」という身分で朝鮮と外交を行っていた宗氏に対し、日本政府は「左近衛権少将」及び「従四位上」の官位を与えた<sup>(15)</sup>。明治元年12月19日、対馬藩家老樋口鉄四郎らが日本使節として明治新政府の樹立を朝鮮に通告するため釜山港に入港した。

ところが、朝鮮側は日本使節の持参した「国書」が旧慣例と異なることを理由に、その受取を拒否した。これに対し日本外務省は、

先聖重氏族之意可謂厚這回朝政復古シ温テ用右例訓導朝臣ノ文字ヲ誤解シテ朝廷ノ臣トス起其疑小似有以ト雖普天卒土誰カ王臣ニ非ラン既ニ上ニ国号官衝ヲ掲何ソ更ニ朝廷ノ臣ナル文字ヲ以謂ハン且往昔信聘ノ書式幕府ノ執

政以朝臣称スルノ例アリ我先君モ又用之訓導不明於古而今及此言猶有所疑如キハ検査其旧籍以テ事ノ虚ナラサルヲ証ス可シ況ヤ其事元ト係我国例於朝鮮何ヲ訓導日書体大ニ格式ニ違ト又云格外之語多ト問其由則曰書契中皇字不可用又字行位置失其行是何等之特論ナラン不解事理何如此甚キ実ニ不堪驚欺ナリ<sup>(16)</sup>

と不満ながらも粘り強く交渉を続けた。しかし進展はみられず、業を煮やした日本政府は対朝鮮外交権を対馬藩より接收し、明治5(1872)年8月、軍艦「春日」に外務大丞花房義質を乗船させ朝鮮に派遣、軍事的威圧による事態の打開を図った。

### イ. 江華島事件

明治8年9月20日、日本海軍の軍艦「雲揚」が朝鮮近海水路測量のために江華島付近を航行中、朝鮮軍の砲撃に遭い日本軍が応戦した。

雲揚艦長海軍少佐井上良馨の上申によれば、江華水道の遡上は良水、すなわち飲料水を求めての行動であったということである<sup>(17)</sup>。しかし、この事件は単なる偶発事件ではなかった。朝鮮事件以後の日本の対朝鮮政策は軍事的威圧により朝鮮国論に揺さぶりをかけるものとなっていた。明治8年5月、日本は軍艦「雲揚」「第二丁卯」を釜山に派遣、発砲演習と称した示威活動を行っていた。

このような背景の下で事件は発生した。日本はこの事件解決を日朝間の近代外交関係樹立の端緒に利用することとして、陸軍中将参議黒田清隆を特命全権弁理大臣に任命し朝鮮に派遣、清国に対しては森有禮を特命全権公使に任命し北京に派遣した。

日本の目的はあくまでも日朝間の近代外交関係樹立にあった。事件の解決に際し、太政大臣三條實美の黒田宛訓条は、

我主意ノ注ク所ハ交ヲ続クニ在ルヲ以テ今全権使節タル者ハ和約ヲ結フ事ヲ主トシ彼能我カ和交ヲ修メ貿易ヲ広ムルノ求ニ順フトキハ即此ヲ以テ雲揚艦ノ賠償ト看做シ承諾スル事使臣ノ委任ニ在リ<sup>(18)</sup>

と、日朝間の通商条約締結に朝鮮側が応じるならば、その合意を以て「雲揚」の賠償に代えることも可とした。併せて三條は、もし朝鮮が日本の要求に対し、その対応如何を清国に問うた後に日本の要求を拒否するならば、事件解決のためには朝鮮への武力行使

も止むなしとする指示を行なった<sup>(19)</sup>。

事件当時における清国と朝鮮との関係は、朝鮮が清国に対し朝貢などの礼式を以て臣下の意を表し、清国がそれに「冊封」の礼式を以て応える<sup>(20)</sup>という「華夷秩序」に支配されていた。清国は朝鮮を自らの「藩属国」とみなしていた。しかし一方で、清国は日本との間に『大日本国大清国修好条規』を締結し、西欧近代外交関係の樹立をみていた。この状況下において日朝間に同様の外交関係を樹立するためには、理論上清国が①清朝間の華夷秩序を放棄すること、②日朝関係につき中立又は不干渉の立場を採ることのいずれかを要する。

明治9(1876)年1月10日、北京総理衙門での清国要人との会談において、森は清国の事件への態度を探った。その結果、①「藩属国」たる朝鮮に対する干渉は国事には及ばない、②現下において朝鮮からの援兵要請はない、③朝鮮が清国に背くことはないとの回答を得た。しかし、日朝開戦に至った場合の清国の態度については「日朝間の開戦は有り得ない」と明言を避けた。また、清国に華夷秩序を放棄する意思はなかった<sup>(21)</sup>。

同年2月10日、黒田は艦隊を率いて江華島に上陸、翌11日から日朝交渉は開始された。交渉の結果、事件については朝鮮側が謝意を示すことで合意し、2月26日に「日鮮修好条規」の調印をみた。

### ウ. 朝鮮事変

明治15(1882)年7月23日、朝鮮国内で発生した軍の動乱に民衆が呼応し日本領事館を襲撃した。日本からの勧めに応じて編成された「別技軍」と比較し、従来からの旧軍兵士の待遇は劣悪であった。俸給米の支給も1年近く滞り、旧軍兵士の閔政権に対する不満は高まっていた。

事変発生直前の7月19日、1ヶ月分の俸給米支給の際に役人の不正が発覚、これに怒った旧軍兵士の給米係殴打事件に対し、閔政権は首謀者に死刑を課した。これに対する旧軍兵士の救命運動に、予てから閔政権に不満を抱いていた下層市民が呼応し、大暴動へと発展したのであった。この暴動により、漢城の日本公使館は焼払われ、堀本中尉他数名の日本人が暴徒に斃された。また、在漢城日本公使花房義

質は済物浦を經由して英国船にて長崎に避難した。

日本政府は8月2日、花房に次のような訓条を下すことを決定した。まず本事変の実態は不明であるとしながらも、以下のケースを想定した。

(略) 此事変ハ兇徒ノ朝鮮政府ニ対スル暴動ナルヤ又ハ単ニ日本官民ニ対スルノ暴動ナルヤ最初ニ之ヲ区別スルヲ要ス

若シ朝鮮政府ニ対スル暴動ナルトキハ更ニ左ノ二ツノ場合ヲ区別スベシ

第一 政府ハ己ニ兇徒ヲ誅鋤シタルトキ

第二 政府ト兇徒ト未タ勝敗ノ局ヲ分タザルトキ

(略) 若シ単ニ日本官民ニ対スル暴動ナルトキハ朝鮮政府ノ責重キ者トス此時ハ左ノ三ツノ場合ヲ区別スベシ

第一 朝鮮政府ハ日本ニ対シ不良ノ心ナシト雖トモ其防禦ノ力及ハザルニ出タルトキ

第二 政府ハ兇徒ノ暴動ヲ知覺シナカラ防遏ヲ怠リ又ハ事後ノ処分ヲ怠リ交際ノ親誼ヲ忘却シタルノ事蹟アルトキ

第三 政府ハ兇徒ト一致シタルトキ例ヘハ政府又ハ当局者ヨリ兇徒ヲ教唆シタルノ証アルトキ<sup>(22)</sup>

そして、これらのケース毎の対応を訓示した。最も朝鮮側の責任を重視するケース、すなわち上述「政府ハ兇徒ト一致シタルトキ例ヘハ政府又ハ当局者ヨリ兇徒ヲ教唆シタルノ証アルトキ」に対しては強硬なる態度を示すと共に、

若シ万一支那又ハ其他ノ各国ヨリ関渉(ママ)シ仲裁ヲ申入ルヘアルトキハ使臣ハ政府ヨリ外国ノ干預ニ応スルノ命令ヲ得サルヲ以テ明カニ之ヲ拒辞スベシ<sup>(23)</sup>

と、事変解決にはいかなる第三国の干渉をも受けず、日朝両当事国のみによってあたることを明確示した。

日本が事変解決に際し第三国の干渉を排除したのは、『日鮮修好条規』(明治9年)を根拠とした。しかし、それは清朝間の「華夷秩序」に起因する日清間の対立を表面化させた。果たせるかな、8月5日に清国公使欽差大臣黎庶昌より、日朝間の調停の申し入れがあり、8月10日、丁汝昌・馬建忠が威遠・揚威・超勇の3軍艦を率いて仁川に到着した<sup>(24)</sup>。

日本側は8月7日、外務卿の訓条を受けた花房が同月10日に陸軍少将高嶋鞆之助等と明治丸に乗船し朝鮮に向け出発、12日に仁川に到着した。16日には漢城に到着、20日に重熙堂において国王高宗に謁

見した。花房は朝鮮側に対し、①叛徒首謀者の処罰、②日本人犠牲者に対し相応の礼式を以て埋葬、③被害者遺族への補償金5万円、④日本への賠償金50万円、⑤日本公使館護衛兵士の兵営建築・修繕費負担、⑥公式謝罪を要求し、回答期限を3日後とした<sup>(25)</sup>。これに対し朝鮮側は、全く事態を重視していなかった。8月23日、武力解決の胆を決めた花房は漢城を去り仁川に戻った。

翌24日、花房説得のために漢城を訪れた馬建忠は、残務整理のために残留していた近藤書記官より花房の仁川への移動を聞き、直ちに仁川の花房を訪ね、本件への清国の不介入を示唆した<sup>(26)</sup>。

この結果、8月30日、花房と朝鮮側全権李裕元との間で済物浦条約が調印され、朝鮮事変は解決した。

## (2) 守勢戦略との訣別へ

朝鮮事変に際し、山縣は清国の介入の排除を強硬に主張した。それは外務卿訓令として日本政府の方針となり、済物浦条約は清国の介入なしに締結された。朝鮮事変への清国の介入という現実、山縣の胸中には清国脅威論が萌芽した。

更に、安南(ベトナム)の宗主権をめぐる清国とフランスの対立が表面化した。明治16(1883)年6月、山縣は『対清意見書』において、清国を当面の仮想敵国とせざるを得ない旨を上申した。

『対清意見書』において山縣は、清国の兵備状況について、既に清国の兵力は列強諸国と比肩することを懸念した。そして、その兵力が日本に向けられる可能性につき、台湾及び琉球処分に起因する清国の日本への遺恨の鬱積を原因とした、対日武力行使の可能性の大きさを示唆した<sup>(27)</sup>。さらに山縣は、安南をめぐる清仏対立の影響について、日清関係はこれまでの経緯のみならず、清仏間に和平の結ばれた際には、清国は南方を諦め、その矛先を東方に向ける可能性を示唆した<sup>(28)</sup>。

清仏間は明治17(1884)年8月、遂に交戦状態に突入、翌年6月の天津条約締結を以て終結した。天津条約により清国は事実上安南にたいする宗主権を喪失した<sup>(29)</sup>。

更に朝鮮半島においては、明治17年12月に発生

した漢城の変鎮圧を名目とした清国軍の朝鮮派兵を皮切りに、翌年の露朝密約、そして同4月のイギリスによる巨文島占領など、朝鮮をめぐる列強の覇権争いが表面化した。かつて日本が朝鮮と結んだ済物浦条約、そして「漢城の変」の処理として結ばれた『漢城条約』は有名無実となった。

もはや朝鮮は日清2国間のみの紛争の種ではなくなった。そして日本の望む朝鮮の「完全中立なる独立」は望むすべもなかった。これを実現するためには、日本自らが応分のリスクを負担しなければならなかった。そしてそれは、日本における国防戦略の大転換を必要とした。

### 3. 攻勢戦略思想の萌芽

西欧列強による世界の分割は、明治10年代後半に至って、遂に極東に達した。加えて、当時の極東においては、これら西欧列強の東進の他、清国を宗主国とする「華夷秩序」に支配されていた。

当時の日本は、日本海～東シナ海を挟んで、後進国ではあるが西欧列強の一国であるロシア、華夷秩序の宗主国たる清国、及びその清国をも自らの権勢下に納めようとする列強諸国の野望と対峙していた。

#### (1) 山縣有朋の世界観

『軍事意見書』は明治21(1888)年1月に山縣により書かれた。しかし、直ちには提出されず、山縣が首班の印綬を帯びた明治23(1890)年3月、後述する『外交政略論』とともに閣僚に回覧された<sup>(30)</sup>。

既に山縣は『進隣邦兵備略表』において「方今万国対峙シ各其疆域ヲ画シテ自ラ守ル兵強カラサレハ以テ独立ス可ラス」と、当時の国際社会の本質を見抜いていた。『軍事意見書』の冒頭において山縣は、

有朋謹白熟ノ宇内方今ノ形勢ヲ按スルニ亜細亜ニ於テ英露両国相軋リ以テ東洋ノ一大波瀾ヲ起スハ将ニ数年ヲ出テサラントス<sup>(31)</sup>

と、明治20年代初頭の東洋に「其疆域ヲ画」策しているのはイギリスとロシアであると指摘した。

#### ア. 山縣の対英観

イギリスの権勢拡大は16世紀後半頃から活発化した。1588年にスペインの「無敵艦隊」を撃破、以後は世界の海上支配権を牛耳ることとなった。

当時、イギリス船の極東への到達には、大西洋を南下、希望峰を回りインド洋を経由していた。イギリスに限らず、西欧列強の東洋進出にとって地中海、スエズ湾及び紅海の安全航行が保障されるならば、200 kmに満たないポートサイド～スエズ間の船舶航行が可能となることによる利益は膨大であった。そしてそれは明治2(1869)年のスエズ運河開通により実現した。西欧列強は希望峰を迂回せずとも東洋への進出が可能となった。

さて、山縣は『軍事意見書』において、イギリスの極東進出ルートにつき、スエズ運河以外のルートを挙げ、それは日本にとり、より以上の脅威と指摘した。山縣は、

加奈陀線路ハ日本ニ至ルニ四千五百里ヲ短縮シ上海ニ至ルニ弍千里ヲ短縮ス且此ノ線路ハ蘇西線路ノ如ク仏伊諸国ノ沿海ヲ航行シ且路ヲ埃及ニ仮ラサルカ如キノ不便ナク直ニ其領地タル加奈陀ノ「ハリファックス」港ニ渡リ同所ヨリ鉄道ヲ利用シテ「ヴァンクーヴァル」ニ達シ転シテ東洋諸邦ニ渡航スルコトヲ得<sup>(32)</sup>

と、明治18(1885)年に開通したカナダ横断鉄道の戦略的価値を重視した。

スエズ運河の開通により、イギリスから極東への航行日数は大幅に短縮された。しかし、尚40数日を要し、加えて熱帯地域を航行するため、人員の疲労、食料の腐敗などの問題を抱えていた。カナダ横断鉄道の開通による西回りルートの確保により、熱帯地域を通ることなく所要日数は24～25日に短縮が可能とされた。更に、カナダ東岸のハリファックスには常時約2千名の英軍兵力が常駐しており、西回りルートをして彼らを20日弱で極東に輸送することが可能となった<sup>(33)</sup>。

#### イ. 山縣の対露観

ロシアは西欧列強の中では「後進国」であったが、他列強同様に権勢拡大を試みていた。しかし、西方には強国ポーランドとスウェーデン、南方にはオスマン＝トルコ帝国が存在していた。従って、ロシアの権勢拡大は、北方、東方のシベリア大陸に向って行

なわれた。安政8(1858)年の愛琿条約、万延元(1860)年の北京条約により、アムール川以北及びウスリー川以東が清国からロシアに割譲された。これらの条約により、ウラジオストックは正式にロシア領となった。

しかし、ウラジオストックは地理的に孤立していることに加え、モスクワから最遠地にあった。モスクワからウラジオストックへの物資輸送はアムール川及びウスリー川を利用するより他なく、冬季の結氷時にはソリを利用していた。ロシア領土の東西を結ぶ鉄道の必要性は、既に1850年代からロシア人以外によっても唱えられていた。モスクワからの鉄道は明治18年にはチュメニまで通じていた<sup>(34)</sup>。

シベリア鉄道起工直前、すなわち明治23年当時のロシア陸軍総兵力は正規兵約176万6千人、コサック兵約14万5千人、予備役は約20万人と言われていた。そのうちロシア極東兵力は、沿アムール、イルクーツク、オムスクの3軍区合計で平時約4万8千500名、戦時約8万5千700名と言われていた。これは同時期の日本陸軍常備兵力を約2万人下回る程度であった<sup>(35)</sup>。

これらの兵力のみならず、ロシア西部の大規模な兵力がシベリア鉄道によってウラジオストックに集結可能とされることについて山縣は、

該鉄道ハ露国ノ兵勢ヲ一変シ且ツ亜細亜ニ於ケル露国ノ地位ヲ固クシ其意ヲ東洋ニ逞クスルノ便ヲ得セシムルモノト謂フヘシ<sup>(36)</sup>

と、ロシアの極東への影響力拡大に強い懸念を示した。

### ウ. 英露衝突の可能性

カナダ横断鉄道及びシベリア鉄道の影響について山縣は、次の如くインドを巡る英露衝突の可能性を指摘した。

印度ハ英国ノ一大財源ナリ英国ハカヲ画シテ印度ヲ保護シ他国ノ侵略ヲ防禦セサルヘカラス而シテ露国ノ政略ハ阿富汗ヲ蠶食シ遂ニ印度ヲ侵略セントスルニアリ(略)現今両国ノ間戦闘ノ未タ起ラサルハ他ナシ東洋ニ於テ英国ト雌雄ヲ争フヘキ露国ノ準備未タ整頓セサルニ因ルノミ其準備トハ何ゾヤ西伯利鉄道ノ工事はナリ<sup>(37)</sup>

明治18(1885)年には、モスクワからカスピ海の北

東部を通りサマルカンドに至る鉄道が完成した。同年3月には早くもアフガニスタン北部においてロシア軍とアフガニスタン軍との交戦が発生し、英露関係は緊張の度を深めていた<sup>(38)</sup>。

インドをめぐる英露の対立が極東に及ぼす影響について山縣は次の如くシミュレーションしている。まずロシアの動向について、

英露ノ両国若シ印度ノ境上ニ於テ干戈相見ルニ至レハ露国ハ西伯利鉄道ニ由リ駿速大兵ヲ派遣シテ朝鮮ヲ侵略シ兵略上緊要ノ各地ヲ占有シ以テ其東洋艦隊ヲシテ長駆侵撃ノ自由ヲ得セシメ以テ其東門ノ守備ヲ固クシ而シテ專意雌雄ヲ印度ノ境壤ニ決セントスヘシ<sup>(39)</sup>

と予測し、これに対しイギリスは、

露国カ波斯ノ北部又ハ阿富汗ノ東部ニ其本陣ヲ定メテ印度ノ境壤ヲ侵撃スルニ当テ英国ノ之ニ對抗スルノ方法ハ亦進シテ露国ノ境壤ヲ侵撃スルノ一手段アルノミ又巨文島ノ事ヲ論スル者云ク英国ニ於テ巨文島ヲ占有シ在ルトキハ英露開戦ノ日ニ方リ英国艦隊ハ無益ノ時日ヲ費シ「バルチック」海上ヲ巡邏スルヲ要セス直ニ太平洋ヨリ露国ニ侵入スルコトヲ得ヘシ(略)英露開戦ノ日英人ノ策ハ蓋シ是ノ外ニ出テス必ス先ツ浦潮港ヲ侵撃シ支那ト連衡シテ露兵ヲ其境上ニ窘メントスルナルヘシ<sup>(40)</sup>

と予測した。

すなわち、ロシアが陸路を以てインドを攻略するには、鉄道によりサマルカンドに集めた兵力をバークラークからカブール川に沿って東進させ、タール砂漠で展開させなければならない。インド北部はヒマラヤ山脈に接し、英露共に北部からのインド侵入は不可能である。残された派兵ルートは東方からの海上となる。ロシアはウラジオストックに拠点を持つが、よりインドに近くかつ清国領土以外、すなわち朝鮮に拠点を求めるであろう。対するイギリスは、ロシアの朝鮮進出阻止とロシアへの反攻を目的として、カナダ横断鉄道を用いた西回りルートにより朝鮮付近に派兵し、ロシア軍の南下を阻止すると共にウラジオストックからロシアに侵攻するであろうとシミュレーションした。

### エ. 現実との苦悩

朝鮮への覇権をめぐる英露間に紛争の発生した場合における日本の立場について山縣は、中立を宣言

するか、もしくは一方に与し交戦当事国となるかの以外に途はないとし、まず日本が中立を選択した場合について述べた<sup>(41)</sup>。

当時の国際法上、複数国間の紛争に対し中立を宣言した国家は、交戦国に対し一定の義務(黙認、避止、防止義務)を負った<sup>(42)</sup>。山縣はベルギーを例に挙げ、防止義務履行のために尚一層の軍備拡充の必要性を唱えた<sup>(43)</sup>。しかし、明治 21 年当時の日本兵力は総数約 6 万を擁するに過ぎなかった。

この現有兵力は決して山縣の意を満たすものではなかった。しかし、山縣は、

蓋シ其初メ各軍管ニ一軍団ヲ置クヲ以テ必要トナシタルモ此ノ拡張ニ際シ先ツ一師団ヲ置テ足レリトセラレタルモノハ固ヨリ我財政上已ムヲ得サルニ出スト雖モ亦内地交通ノ確実ナルヲ以テ此減員ヲ補フコトヲ得レハナリ<sup>(44)</sup>と、国内交通手段の整備によって軍の機動性を確保できるならば、まずは 1 軍管 1 師団の兵力を以て日本の国防が可能であるとの見解を示している。この根拠について山縣は、

外敵ノ我邦ニ来寇スルハ船艦ノ資ニ因ラサルヲ得ス船艦ノ数ハ自ラ限リアルヲ以テ海軍ニ富ムノ強国ト雖モ一回ノ航海運送ニ於テ上陸セシメ得ルハ二師団ノ兵ヲ最上限ト見做スヲ得ヘシ我ノ以テ之ニ応ルノ策ハ他ナシ即チ能ク彼レニ先チテ二師団或ハ三師団ヲ集合シ以テ彼レノ後援未タ来着セサルニ先チチ衆ヲ以テ寡ヲ撃ツニ在リ<sup>(45)</sup>と述べている。

このように、明治 21 年の陸軍改編は軍の機動性の要求に対応するものであった。それは、明治 10 年代に台頭した対清強硬論に基づく外征作戦の可能性と、財政上の軍備制限という異なる要因との目的の一致であった。これにより、従来の国防戦術、すなわち沿海砲台に代表される要塞を用いた固定的防禦戦術は、敵の上陸地点に機動力を駆使して圧倒的な兵力を集中し敵を撃破するという機動的・積極的戦術へと変換することとなった。しかし、戦略的には敵の侵攻を日本の領域内で撃破するという「守勢」であった。

## (2) 『斯丁氏意見書』

斯丁氏、すなわちローレンツ・フォン・シュタイ

ン(Lorenz von Stein, 1815-1890)は、オーストリアの国家学者である。1840年にキール大学を卒業、翌年フランスに留学し、フランス法制史を学んだ。キール大学教授を経て、1855年にウィーン大学に移った。彼の専門領域は歴史法学であるが、その研究活動は国民経済学、財政学、行政学など多岐に及んだ<sup>(46)</sup>。

シュタインと日本を結び付ける最も有名なものは、憲法調査の目的でヨーロッパに滞在した伊藤博文が、約 2 ヶ月にわたりシュタインに師事したことである。伊藤はシュタインに心酔し、彼を明治政府の最高顧問として日本に招聘しようとしたことは有名である。明治 16 年 10 月、シュタインは在澳日本公使館附として日本政府に雇い入れられた<sup>(47)</sup>。これを契機として、朝野を問わず多くの日本人がシュタインのもとを訪れた。これは「シュタイン詣で」とも称される一種の流行現象でさえあった。

山縣も例外ではなかった。山縣は明治 21 年 12 月から翌年 10 月まで、地方制度調査の目的でヨーロッパ諸国を外遊中にシュタインのもとを訪問している<sup>(48)</sup>。

加藤陽子は、山縣がヨーロッパ外遊の際に自ら起草した『軍事意見書』についての意見を求め、シュタインがこれに応えた『斯丁氏意見書』の存在を明らかにするとともに、山縣の「利益線」概念が『斯丁氏意見書』の「利益疆域」概念に基づくものであることを実証した<sup>(49)</sup>。

### ア. 『軍事意見書』との相違

『斯丁氏意見書』冒頭においてシュタインは、山縣の『軍事意見書』を、

余輩ハ別紙国防論旨ノ正確ナルコトヲ認メサル可ラス否ナ日本将来ノ為メ他ニ良策アルコトヲ知ラサルナリ<sup>(50)</sup>

と包括的に高く評価した。その上でシュタインは、以下に述べるいくつかの点につき山縣と異なる見解を述べた。

山縣は陸軍の兵力を各軍管に 1 個師団、これに近衛師団を加えた 7 個師団で編成することを唱えた。シュタインはこれに対し、次のような編成案を示した。

全軍隊ヲニ軍ニ分ツヘシ一軍ハ之ヲ敵兵来襲ノ恐リアル

要港ノ屯在兵トス此兵ハ素ヨリ要塞ニ備フルモノナレハ砲隊ヲ以テ第一トス一軍ハ鉄道通信ヲ以テ各要港ノ屯在兵ト連絡シタル適当ノ地ニ備ヘ之ヲ中央本営兵トシ各要港ニ於テ必要アルトキハ之ヲ発遣スヘシ<sup>(51)</sup>

そして「敵兵来襲ノ恐レアル要港」として①東京湾入口、②下関、③対馬、④長崎、⑤神戸、⑥函館を挙げ、各要港に砲兵を中心として約5千(東京湾は入口両岸で1万)、中央本営兵として東京または京都に約3万の常備兵を配備することにより、常備兵力約7万で日本国土の防衛は可能であるとした。シュタインの言う「他ノ基礎ニ根拠」とは、日本は欧州大陸諸国と異なり、陸続きの国境から敵が大挙して侵攻してくることはない。一定の兵力が一定の場所、すなわち要港に向って侵攻してくるに過ぎない。従って、要港の防禦を堅固にすれば、日本国土の防衛を全うすることができるというものであった<sup>(52)</sup>。

シベリア鉄道についてシュタインは、西伯利鉄道ノ如キハ荒漠ノ地ニ一線路ヲ通スルモノナレハ若シ中途ニ於テ災害起ルトキハ直ニ全線路ノ運用ヲ妨ラルヘシ良シヤ三万ノ兵ヲ以テ無事ニ垂細亜ノ東岸ニ着スルモ未以テ容易ニ日本ヲ蹂躪スルヲ得ス<sup>(53)</sup>

と、シベリア鉄道の有用性に疑問を呈した。

現実に建設当初のシベリア鉄道は全線が単線の上、レールは1ヤード当り49ポンドに過ぎず、線路はしばしば陥没した。さらに工費節約のために急勾配及び急カーブが多く、中小の鉄道橋のほとんどは木製であった。これらの結果、開設当初のシベリア鉄道における列車のスピードは、特急列車で平均32km/h、普通旅客列車で20km/h、貨物列車に至っては15km/h以下であった。加えて走行中の連結器のはずれや機関車の水槽破裂などの事故も頻発していた。

この時点においてシュタインの見解は当を得ていた。前述の如く、シベリア鉄道着工前におけるシベリアのロシア軍兵力は5万に満たないものであった。しかし、日露戦争末期にはシベリア、東清の両鉄道を利用して約78万8千のロシア軍兵力が満州に投入された<sup>(54)</sup>。

さらにシュタインはカナダ横断鉄道についても、軍事上ノ関係ハ極ハメテ緊要トモ思ハレス何トナレハ第一英国陸軍ハ其組織完全ナラス之ヲ太平洋ニ送ルコト難ナルヘシ第二加奈陀ノ軍隊ヲ運用スルニハ加奈陀国会ノ

議決ヲ要スレハナリ然ラハバンクーバル海軍鎮守府ノ如何ヲ考フルニ聞ク所ニ拠レハ本港ハ實際北米領地ノ支配ニ属セリ此点ハ日本参謀本部ニ於テ詳知セラルヘシ故ニ英国ハ「バンクーバル」ニ於テ軍港ヲ設クルヲ得ス北米合衆国モ亦必ラス其間ニ喙ヲ容ル、ニ至ルヘシ畢竟「バンクーバル」ハ英国太平洋艦隊ノ停泊場ニ過キサルヘシ依テ英国政府ハ先比全加奈陀線路及「バンクーバル」ノ港ヲ軍事上ニ利用センカ為メ他ノ方法ヲ取レリト聞ク<sup>(55)</sup>と評した。

しかし、カナダ横断鉄道の本質的な意義は、イギリスがロシアのシベリア鉄道開通に先んじて極東への迅速な派兵を可能とすることにあつた。それがために、全長約5千kmに及ぶ長大な鉄道を僅か4年半という工期で、モスクワ～サマルカンド間の鉄道開通と同年に完成させたのであった<sup>(56)</sup>。

### イ。「権勢疆域」と「利益疆域」

これまで述べたシュタインの国防戦略思想は山縣の認識に対し一部で異を唱えていたが、基本的には従来の「守勢」戦略思想の域を出るものではないと思われた。

しかし、本意見書においてシュタインは従来の守勢戦略思想とは全く異なる概念、すなわち「権勢疆域(Machtsphäre)」と「利益疆域(Interessensphäre)」という概念を用いて、日本の国防戦略思想に新たな一石を投じた。

シュタインは「権勢疆域」と「利益疆域」とを、凡ソ何レノ国ヲ論セス又理由ノ如何ヲ問ハス兵力ヲ以テ外敵ヲ防キ以テ保護スル所ノ主権ノ区域ヲ権勢疆域ト謂フ又権勢疆域ノ存亡ニ関スル外国ノ政事及軍事上ノ景状ヲ指シテ利益疆域ト云フ

故ニ軍事ノ組織ハ二個ノ基礎ニ根拠セスンハアル可ラス即チ第一自国ノ独立ヲ保護シ自己ノ権勢疆域内ニ於テ他人ノ襲撃ヲ排除セサル可ラス第二危急存亡ノ秋ニ際シ万己ムヲ得サルトキハ兵力ヲ以テ自己ノ利益疆域ヲ防護スヘキ準備ナカル可ラス<sup>(57)</sup>と定義した。

さらにシュタインは、既に日本は西欧国際秩序という近代国際社会に身を置いた以上、例え自国の主権の及ばぬ領域であっても、その領域の動向が自国の独立にとって脅威となる場合は、自らその領域を

「利益疆域」として兵力を以て防衛しなければならないという新たな国防概念を提示したのであった。そしてそれは「外交上の干渉」と並び「軍事上の干渉」として当時の国際法が認めているものであると述べた<sup>(58)</sup>。

ならば、日本の「利益疆域」はどこにあるのだろうか。シュタインは、

日本ハ其地形上ヨリ論スルトキハ東亜ニ於テ陸戦ヲ為ス者アルモ又ハ大陸上所有主ノ更迭スルコトアルモ又言ヲ換ヘテ言ヘハ露国満州ニ進ムモ又ハ一時「ペトヂチ」湾ニ出ルモ又ハ清英合シテ海陸トモニ露ト戦フモ我重大ノ目的ト為ス所ニ変更アルニアラサレハ痛痒相關セサルカ如シ其目的トハ則チ朝鮮ノ占領是レナリ<sup>(59)</sup>

と、山縣と同一の認識に帰結した。ここに初めて朝鮮が日本の「利益疆域」として明確に示された。

朝鮮の重要性につき、シュタインは次の如く述べている。

日本ノ外交利益上ニ於テ最モ重要ナルハ則チ此点ニ在ルコトヲ一言セサル可ラス即チ愚考ニ拠レハ日本ニ於テ朝鮮ヲ占領スルニアラスシテ各海陸戦闘国ニ対シ朝鮮ノ中立ヲ保ツツ必要トス蓋シ朝鮮ノ中立ハ日本ノ権勢疆域ヲ保全スルカ為メニ生スル所ノ総テノ利益ヲ満タスモノナリ若シ一朝朝鮮ニシテ他国ノ占有ニ販スルトキハ日本ノ危険言フ可ラス故ニ日本ノ利益疆域ハ朝鮮ノ中立ヲ認ムルニ在ルヲ以テ苟モ之ヲ妨害セントスル者アルトキハカヲ極メテ之ヲ干渉セサル可ラス<sup>(60)</sup>

要するに、シュタインの言う日本の「利益疆域」としての朝鮮とは、朝鮮を日本自らの支配下に置くことではない。また、他列強の如く朝鮮を搾取の対象とするものでもない。あくまでも「朝鮮の中立」であり、それを犯す者は敵国として日本自らの手により断固排除すべしと主張したのであった。

なぜ朝鮮を第三国が侵犯することは、日本の安全保障上の脅威となるのか。ひとつのケースを想定して考えてみたい。想定条件は、①某国が極東の覇権を唱えて朝鮮を占領、その矛先を日本に向けている、②艦船の平均航行速度は17ノット/h、軍用列車の平均速度は22km/hとする。朝鮮と日本との最短距離は釜山～対馬間で、約60kmである。朝鮮を占領した某国の艦船は、釜山を出港して約2時間で対馬に到達する。対して日本は、某国艦船の釜山出港と

同時に対馬へ艦船を派遣しても、到達には下関から約5時間、佐世保からは約6時間半を要する。この時点で3～4.5時間のハンディキャップが発生する。従って、釜山から軍用列車で約3～4.5時間の距離、すなわち約70～100km圏内に某国の兵力が存在すれば、日本は対馬防衛に間に合わない。さらに、日本が下関及び佐世保に兵力を結集させるためには、熊本及び広島から約9時間を要する。これを加算すると、釜山から約300km、現在の38度線付近まで北上する。さらに増派を要する場合は大阪の部隊を送ることとなるが、広島からさらに15時間、舞鶴経由でも対馬まで30時間弱を要する。仮に『斯丁氏意見書』に沿って対馬を30門の大砲で要塞化しても、某国は大砲の射程距離圏外を迂回して、遅くとも広島及び熊本からの派兵と同時刻には関門海峡及び玄界灘沿岸に到達が可能である。陸軍を待たずに海軍単独で艦隊を急派しても、先述のハンディキャップがあり、某国との交戦は壱岐沖付近になる。いずれにせよ日本と某国との主戦場は対馬から日本寄りであり、対馬への補給線は断たれる。この状況下において某国が釜山から第2波を対馬に向けた場合、日本の「権勢疆域」としての対馬の命運は尽きる。

従って、山縣の予測の如く第三国の侵攻を日本が「権勢疆域」で食い止めるためには、第三国の朝鮮占領は絶対に認められないのであった。

### (3) 『外交政略論』

明治23年3月に記された『外交政略論』において山縣は、「主権線」と「利益線」という概念を用いて、従来の「守勢国防戦略思想」からの脱却を唱えた。

#### ア. 『斯丁氏意見書』からの影響

山縣は『外交政略論』において「主権線」及び「利益線」を次の如く定義した。

国家独立自衛ノ道ニツアリーニ曰ク主権線ヲ守禦シ他人ノ侵害ヲ容レスニ曰ク利益線ヲ防護シ自己ノ形勝ヲ失ハス何ヲカ主権線ト謂フ疆土是ナリ何ヲカ利益線ト謂フ隣国接触ノ勢我カ主権線ノ安危ト緊シク相関係スルノ区域ナリ<sup>(61)</sup>

『ス丁氏意見書』は「権勢疆域」を「兵力ヲ以テ外敵ヲ防キ以テ保護スル所ノ主権ノ区域」と定義していた。シュタインのいう「主権ノ区域」とは「疆土」以外の何物でもなかった。

併せて『ス丁氏意見書』の「景状」という抽象的な表現を「区域」という明確な地理概念で定義した。

山縣はさらに続けて、

凡国トシテ主権線ヲ有タサルハナク又均ク利益線ヲ有タサルハナシ而シテ外交及兵備ノ要訣ハ専ラ此ノ二線ノ基礎ニ存立スル者ナリ方今列国ノ際ニ立テ国家ノ独立ヲ維持セントセハ独リ主権線ヲ守禦スルヲ以テ足レリトセス必ヤ進テ利益線ヲ防護シ常ニ形勝ノ位置ニ立タサル可ラス利益線ヲ防護スルノ道如何各国ノ為ス所苟モ我ニ不利ナル者アルトキハ我レ責任ヲ帯ヒテ之ヲ排除シ己ムヲ得サルトキハ強力ヲ用キテ我カ意志ヲ達スルニ在リ<sup>(62)</sup>

と、前述のシュタインの考えを援用した。

既に明白な如く、この「利益線」の防護は、従来の守勢戦略思想に基づいては実現できない。すなわち『外交政略論』は、新たな国防戦略への転換の端緒となるものであった。

## おわりに

建軍初期の陸軍兵力は必ずしも陸軍当局の満足するものではなかった。限られた人的資源及び財源の中で最も効果的な軍備を行なうには、「仮想敵」が必要である。山縣自身は「北門ノ強敵」としてロシアの脅威を唱えていた。しかし、『軍備意見書』はロシア極東兵力の分析などの具体性に乏しかった。更に沿海砲台による固有領土の防衛という戦略思想は、当時の財政上止むを得ないものであり、必ずしもロシアを仮想敵とみなす必要はない。であれば、山縣の「北門ノ強敵」という主張は、軍備の必要性を喚起するためのものとも察することができる。

さらに外交により諸外国からの軍事侵攻の可能性を低下できれば、国防の負担を軽減できる。日本は不平等ながら西欧列強と外交関係を樹立し、植民地化から免れた。日本はこれを清国、朝鮮に援用しようとした。しかし、朝鮮が障壁として立ちはだかった。原因は清国の「華夷秩序」であった。

スエズ運河の開通、シベリア鉄道の着工及びカナ

ダ横断鉄道の開通は、イギリス及びロシアの極東進出を目的としていた。ここにおいて両国にとっての朝鮮の戦略的価値がクローズアップされた。ロシアにとって朝鮮は太平洋進出の拠点、イギリスにとってはロシアの抑止とロシア東部侵攻の拠点となる価値を有していた。それまでの日本の対朝鮮政策は、朝鮮を清国の「華夷秩序」から切り離し、独立を促すものであった。しかし、イギリス、ロシアの極東進出が現実味を帯びるに至って、「果たして朝鮮は自力で独立を維持することが可能か」という不安を日本に抱かせることとなった。

朝鮮への第三国の権勢拡大が日本の安全保障上の脅威となり、かつ朝鮮に自力で独立を維持する能力がないならば、「日本が日本自身のために朝鮮の独立を維持する」必要があった。そのためには日本は従来の「守勢戦略」と訣別しなければならなかった。かくて日本は朝鮮を自らの国防政策の範疇に含めるための新たな概念を模索する必要に迫られた。

山縣は『進隣邦兵備略表』において、国際社会を「方今万国対峙シ各其疆域ヲ画シテ」と評した。さらに『軍事意見書』では、朝鮮を疆域とするためにイギリスとロシアが対峙している点を強調した。山縣にとって朝鮮は日本の疆域でなければならなかった。しかし、当時の軍部は山縣の思想で一本化されてはいなかった。三浦梧楼や曾我祐準は守勢戦略の継続を唱えていた<sup>(63)</sup>。山縣はこの対立を制するため、日本人に馴染みの深いシュタイン邸の門を叩いたのではなからうか。

シュタイン自身もオーストリアに身を置き、西欧列強の動向を間近に目にしていた。シュタインはそれらの行動を否定的に捉えてはいなかった。シュタインは19世紀における西欧列強の東洋進出を「世界生活の進展」と肯定していた<sup>(64)</sup>。これが「利益疆域」概念を生み出す背景であった。

日本の国防における朝鮮の重要性がシュタインにより「利益疆域」という概念で裏付けられたことは、山縣にとって自らの国防観の正当性を確信させるに至った。総理就任後の山縣は、「主権線」「利益線」概念を用いて朝鮮有事に対する軍備の必要性を唱え、第1回帝国議会に臨んだ。

本稿の先行研究たる加藤の研究目的は、「為政者や国民が、いかなる歴史的経緯と論理の筋道によって、『だから戦争にうったえなければならぬ』、あるいは、『だから戦争はやむをえない』という感覚までをも、もつようになったのか<sup>(65)</sup>」、換言すれば、「プロパガンダとしての有用性」という観点であった。本稿は、加藤とは異なる観点、すなわち黒野によって明らかにされた日本の国防戦略変遷の1過程である守勢から攻勢への転換の端緒は、山縣の「利益線」にあることについて実証を試みたものである。

山縣の「利益線」概念は、後に朝鮮への影響力の排除を目的とした日清・日露開戦事由となり、さらには『帝国国防方針』制定に際し、再び朝鮮への権勢拡大を目論むロシアを仮想敵とする根拠となった。そしてこの「仮想敵ロシア」概念は、以後の日本国防政策の基礎となった。

- (1) 黒野耐『帝国国防方針の研究』(総和社、2000年)13頁。  
 (2) 島貫武治「日露戦争以後における国防方針、所要兵力、用兵綱領の変遷(上)」『軍事史学』8-4(軍事史学会、1972年)6頁。  
 (3) 大山梓『山縣有朋意見書』(原書房、1966年)197頁。  
 (4) 黒野『帝国国防方針の研究』14頁。  
 (5) 防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部〈1〉』(朝雲新聞社、1966年)4-5頁。  
 (6) 大山『山縣有朋意見書』44頁。  
 (7) 同上、45頁。  
 (8) 同上、4頁。  
 (9) 同上、91頁。  
 (10) 同上、同頁。  
 (11) 同上、92頁。  
 (12) 同上、同頁。  
 (13) 同上、同頁。  
 (14) 同上、94-95頁。  
 (15) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A20030236200、公文別録・朝鮮事件・明元～明4・第1巻(国立公文書館)2003年5月3日。  
 (16) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A20030236201、同上。  
 (17) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A20030236234、同上。  
 (18) 外務省編『日本外交年表並主要文書』(原書房、1965年)62頁。  
 (19) 同上、64頁。  
 (20) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A20030236265、公文別録・朝鮮江華島砲撃始末・明8・第2巻(国立公文書館)2003年5月18日。  
 (21) 同上。  
 (22) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A20030236348、同上。  
 (23) 同上。  
 (24) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A20030236426、同上。  
 (25) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A20030236439、公文

- 別録・朝鮮事変始末・明15・第3巻(国立公文書館)2003年5月29日。  
 (26) 同上。  
 (27) 大山『山縣有朋意見書』137頁。  
 (28) 同上、同頁。  
 (29) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A20030236715、公文別録・仏清事件・明15～明18・第2巻(国立公文書館)2003年7月12日。  
 (30) 大山『山縣有朋意見書』185頁。  
 (31) 同上、175頁。  
 (32) 同上、176頁。  
 (33) 木村和夫「シベリア鉄道建設の歴史と意義(上)」『軍事史学』17-4(軍事史学会、1982年)31頁。  
 (34) 同上、29-32頁。  
 (35) 同上、36-37頁。  
 (36) 大山『山縣有朋意見書』177頁。  
 (37) 同上、同頁。  
 (38) 木村「シベリア鉄道建設の歴史と意義(上)」29頁。  
 (39) 大山『山縣有朋意見書』177頁。  
 (40) 同上、176頁。  
 (41) 同上、同頁。  
 (42) 大沼保明編著『資料で読み解く国際法』(東信堂、1996年)576頁。  
 (43) 大山『山縣有朋意見書』180頁。  
 (44) 同上、182-183頁。  
 (45) 同上、183頁。  
 (46) 瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制』(ミネルヴァ書房、1999年)26-27頁。  
 (47) 同上、125頁。  
 (48) 同上、137頁。  
 (49) 加藤陽子『戦争の日本近現代史』(講談社、2002年)82-97頁。  
 (50) 「斯丁氏意見書 千八百八十九年六月於維也納府」『中山寛六郎関係文書』6、書類137、東京大学法学部附属近代法政史料センター原資料部所蔵。  
 (51) 同上。  
 (52) 同上。  
 (53) 同上。  
 (54) 木村和夫「シベリア鉄道建設の歴史と意義(下)」『軍事史学』18-1(軍事史学会、1982年)45-54頁。  
 (55) 「斯丁氏意見書 千八百八十九年六月於維也納府」。  
 (56) 木村「シベリア鉄道建設の歴史と意義(上)」31頁。  
 (57) 「斯丁氏意見書 千八百八十九年六月於維也納府」。  
 (58) 同上。  
 (59) 同上。  
 (60) 同上。  
 (61) 大山『山縣有朋意見書』196頁。  
 (62) 同上、同頁。  
 (63) 黒野『帝国国防方針の研究』29頁。  
 (64) 瀧井『ドイツ国家学と明治国制』233頁。  
 (65) 加藤『戦争の日本近現代史』8-9頁

(Received: May 31, 2004)

(Issued in internet Edition: July 1, 2004)